

伊江村建設工事従事者受入コロナウイルス感染症 対策ガイドライン

目的

このガイドラインは、伊江村内で施工する建設工事において、村外から来村し作業に従事する者（以下「建設工事従事者」）を対象に、建設工事従事者が来村する際の感染予防対策を徹底し、村内での二次感染の防止と建設工事現場内の感染拡大を阻止するとともに、村民の生命・健康・生活を守ることを目的とする。

なお、このガイドラインは令和2年9月 28 日までの県内及び村内の状況に基づいて作成したもので、新たな状況の変化に応じ更新する。

1. 建設工事従事者への感染症予防対策のお願い

①伊江村に来る前の留意点

- ・伊江村に渡航前に、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)のインストールをお願いします。
- ・本部港でのフェリーの乗船にあたっては、発熱(37.5℃以上)や体調不良が確認された場合、フェリーへの乗船はできません。発熱(37.5℃以上)や体調不良が確認された場合は、工事元請事業者へ連絡、相談し指示に従って対応してください。
- ・本部港でのフェリー乗船にあたっては「団体客(修学旅行等)新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(伊江村公営企業課船舶事業係)」を遵守してください。

②建設工事従事期間中の感染症予防対策

- ・作業中は密にならないよう、人との距離を十分に(2m を目安に(最低1m))確保して作業に従事してください。
- ・従事期間中は、検温、マスク着用(屋内や人との距離が保てない場所)、手洗い(石鹸・流水)、手と指のアルコール消毒をこまめに行ってください。
- ・従事期間中は、夜遅くまで長時間に渡る飲食店での飲酒を伴う交流や濃厚接触、感染拡大のリスクがあるような行動は控えてください。
- ・従事期間中、居住する部屋の換気、清掃、トイレ・シャワー・ドアノブ等、複数の人が共有する場所は、消毒用アルコールまたは次亜塩素系消毒液による拭き取りを行ってください。また、従事者が使用している寝具等の洗濯は、適宜各自で行ってください。

2. 工事元請事業者への感染予防対策のお願い

①建設工事従事者の受入れ後の留意点

- ・来村した建設工事従事者が罹患した場合に備え、作業員名簿のとりまとめをお願いします。

- ・毎日の体温の測定と記録。
 - ・手洗用石鹸(ポンプ式)、手と指の消毒用アルコールの準備、手洗い後の手拭きタオルの共有を避けてください。
 - ・内装仕上や設備工事等の室内の作業では、マスクを着用し、状況に応じて換気を行い、人との間隔はできるだけ2mを目安に(最低1m)適切な距離を確保し、3密(密閉・密集・密接)にならない工夫をしてください。
 - ・現場でのマスク等の着用や手洗いを励行するとともに、熱中症対策(国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」のP.7に準じた対応)を充分に行ってください。
 - ・建設現場への部外者の立ち入りを最小限にしてください。
 - ・建設工事従事者が、従事期間を終え離村した際は、部屋の換気、清掃、トイレ・シャワー・ドアノブ等、複数の人が共有する場所は、消毒用アルコールまたは次亜塩素系消毒液による拭き取りの実施及び寝具等の洗濯を行ってください。
 - ・建設工事従事者の携帯端末へのCOCOAのインストール状況の確認をお願いします。
- ②体調不良者が出た場合の工事元請業者へのお願い
- ・体調不良者が出た際は、早急に伊江村立診療所へ連絡を取り、受診できる体制を確保してください。
 - ・発熱等の症状が出た場合の受診から療養までの流れについては別紙の「伊江村建設工事用発熱等症状が出た場合の対応マニュアル」を参考にしてください。
- ③その他の事項については、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和2年5月14日(令和2年8月25日改訂版))に準じた対応を行ってください。